

「水素需要拡大推進事業」業務委託企画提案募集要領

(本事業の実施は、令和8年2月議会における令和8年度当初予算の議決及び2026年度地域未来交付金（地域未来推進型）の交付決定を条件とします。)

1 業務の目的

本県は全国に誇るモノづくり産業県であり、港湾臨海部だけでなく内陸部にも多くの産業が集積していることが特徴である。

こうしたことから、将来に向けた産業競争力強化と脱炭素化の両方を進めるためには、内陸部における化石燃料等の既存エネルギーからの転換が課題となっている。

また、内陸部においては災害時に外部からのエネルギー供給が途絶しやすく、自立したエネルギー供給基盤の構築も急務となっている。

そこで、上記課題の克服に向け、内陸部において新しい分野での燃料電池等の次世代エネルギー技術を活用し、地域特性に応じた水素利活用モデルの構築実証を行う。

2 業務内容

別添『「水素需要拡大推進事業」 業務委託仕様書』のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額限度額と件数

94,229,273円（消費税及び地方消費税込み）

1件（提案の内容により採択件数が増減する場合があります。）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、全額を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日から2027年3月19日（金）まで

(5) 支払方法

事業終了後の精算払いとする。

4 応募者の資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 「愛知県が行う事務及び事業者からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。

(3) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書

受付期間に受けていないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 応募方法等

(1) 提出書類と提出部数

ア 次の（ア）から（ケ）の書類について、業務委託仕様書を踏まえ、別添「提出書類の作成方法」に基づいて作成の上、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

- (ア) 企画提案参加申込書(様式1)
- (イ) 業務実績書(様式2)
- (ウ) 企画提案書(様式任意)
- (エ) 見積書(様式任意)
- (オ) 経費内訳書(様式3)
- (カ) 会社概要(会社パンフレット等)
- (キ) 定款
- (ク) 決算報告書(直近2年分)

〔(ケ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書等(様式4、様式5)
(提出可能な場合のみ)〕

以下の資料は、令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿に登載がない方のみ、提出してください。

- ・履歴事項全部証明書
- ・納税証明書

イ 提出部数

10部(正本1部、副本((ア)～(オ)のコピー)9部とする。)

(2) 注意事項

- ・企画提案は1事業者1案とする(複数の事業体で事業を実施する場合は1共同体あたり1案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。)。
- ・提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る。)、若しくは宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)のいずれかとする。

(4) 提出期限

2026年3月9日(月)正午(必着)

※郵送・宅配便の場合は、提出期限までに愛知県庁に必着のこと。なお、提出書類の受領を確実に行うため、投函等を行った後速やかに電話連絡(「10 連絡・問合せ先」に記載する連絡先)すること。

(5) 提出先

「10 連絡・問合せ先」に記載する場所

(6) 応募に関する問合せ

企画提案書作成等の問合せは、2026年3月2日（月）正午まで電子メールで受け付ける（電話や書面では受け付けない。）。

- ・電子メール：suiso@pref.aichi.lg.jp
- ・件名：「水素需要拡大推進事業業務委託企画提案に関する問合せ」

6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

(1) 開催日時

2026年2月26日（木）午後1時30分から

(2) 開催方法

オンライン

(3) 出席申込み

出席を希望する場合は、2026年2月24日（火）正午までに事業者名、出席者及び連絡先（電話、メールアドレス）を電子メールにより「10 連絡・問合せ先」まで連絡すること。

※ 説明会への出席は必須ではないが、企画提案書の提出を検討している事業者にあっては、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、愛知県はその責任を負わない。

(4) 手元に用意するもの

水素需要拡大推進事業実施委託業務に係る書類一式

- ・企画提案募集要領（本資料）
- ・別添「仕様書」
- ・別添「提出書類の作成方法」
- ・提出書類（様式1～5）

7 審査及び委託先の決定

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が4件を超えてある場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行い、4件を選定する。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

【委員会における審査】

審査は、提案書に基づく審査により行う。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

事業評価項目

- ア 推進体制（業務実績等は適切か、実施体制は効率的・効果的であり適切か）
- イ 実施方法（スケジュール・実施内容等は効果的であり適切か）
- ウ 付加提案（当事業の効果を高めるものであるか）

社会的取組項目

- エ 環境への配慮について
- オ 障害者への就業支援について
- カ 女性の活躍促進について
- キ ワーク・ライフ・バランスの推進について
- ク エコモビリティライフの推進について
- ケ 安全なまちづくりと交通安全の推進について
- コ 健康づくりの推進について
- サ 取引適正化の推進について
- シ 中小企業の災害対策の推進

（4）審査結果の通知

審査結果は、2026年3月27日（金）までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

（5）契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者を新たな候補者とし、改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

（6）受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

- ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

（7）その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

8 その他

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された提案書は返却しない。
- ・提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- ・次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

- ア 提出書に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- ・応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 - ・この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が定める。

9 スケジュール

2026年2月18日(水)	公募開始
2026年2月26日(木)	説明会
2026年3月2日(月)	企画提案募集に関する質疑の受付期限
2026年3月9日(月)	委託事業者募集終了
2026年3月中下旬	委託事業者選定委員会、事業者決定
2026年4月1日(水)	契約締結、業務開始
2027年3月19日(金)	契約終了

10 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県本庁舎2階）
愛知県経済産業局水素社会実装推進課（赤石）
電話 052-954-7416（ダイヤルイン）
メール suisoso@pref.aichi.lg.jp